

## 個別審議用 調査票（概要）

法人名	(公財)大阪府都市整備推進センター	役職名(勤務形態)	理事長(常勤)
-----	-------------------	-----------	---------

**前回審議会意見(R1.12)【理事長(常勤):必要性が認められたポスト】**

令和2年4月より大阪府タウン管理財団と統合し、大阪府域全体のまちづくり推進支援と関連施設の管理等を一体的に運営していくためには、府のまちづくり施策との整合を図り、連携して取り組みを進めていく必要がある。そのため府関係者が、適切な役割分担のもと、役員に就任する必要性が認められる。

なお、常務理事については、法人統合に伴い、それぞれ旧法人の事業責任者として、引継ぎ事業等の特性を踏まえた府の関与の必要性も認められるが、事業の進捗状況により、役員の数・配置形態・役割分担については今後検討していく必要がある。

**【評価項目1:取り組むべき課題のポイント】**

- 法人統合によるメリットを最大限活かし、より一層支援を拡充していくことで、府域が抱える都市的課題の解決に貢献する。
- 中期経営計画(令和3年7月策定)の着実な実施
  - ・公益目的事業…土地区画整理事業等支援業務、密集市街地まちづくり活動支援業務、環境共生型まちづくり事業(阪南2区の埋立造成事業)、市町村道路施設点検等支援業務、大阪北摂霊園事業 等
  - ・その他事業…近隣センターの引継ぎ、河川敷の環境保全、魅力向上事業 等
  - ・収益事業等…所有資産の有効活用、正味財産の維持 等

**【評価項目2:法人課題と対象役員の職務との関連性のポイント】**

- 法人全体のマネジメント(組織、人事、予算、決算、事業執行等に関する決定)
- 中期経営計画の策定・変更に関する決定、実施
- 毎年度の経営目標の設定、経営評価の実施
- 公益事業等の実施に係る府及び関係市町村との協議・調整と指導

※これら事項等について、重要事項は理事長が対応し、その他の事項は常務理事が対応。

## 個別審議用 調査票（概要）

法人名	(公財)大阪府都市整備推進センター	役職名(勤務形態)	常務理事(常勤)
-----	-------------------	-----------	----------

### 前回審議会意見(R1.12)【常務理事(常勤):条件付きで認められたポスト】

令和2年4月より大阪府タウン管理財団と統合し、大阪府域全体のまちづくり推進支援と関連施設の管理等を一体的に運営していくためには、府のまちづくり施策との整合を図り、連携して取組みを進めていく必要がある。そのため府関係者が、適切な役割分担のもと、役員に就任する必要性が認められる。

なお、常務理事については、法人統合に伴い、それぞれ旧法人の事業責任者として、引継ぎ事業等の特性を踏まえた府の関与の必要性も認められるが、事業の進捗状況により、役員の数・配置形態・役割分担については今後検討していく必要がある。

### 【評価項目1:取り組むべき課題のポイント】

- 法人統合によるメリットを最大限活かし、より一層支援を拡充していくことで、府域が抱える都市的課題の解決に貢献する。
- 中期経営計画(令和3年7月策定)の着実な実施
  - ・公益目的事業…土地区画整理事業等支援業務、密集市街地まちづくり活動支援業務、環境共生型まちづくり事業(阪南2区の埋立造成事業)、市町村道路施設点検等支援業務、大阪北摂霊園事業 等
  - ・その他事業…近隣センターの引継ぎ、河川敷の環境保全、魅力向上事業 等
  - ・収益事業等…所有資産の有効活用、正味財産の維持 等

### 【評価項目2:法人課題と対象役員の職務との関連性のポイント】

- 法人全体のマネジメント(組織、人事、予算、決算、事業執行等に関する決定)
- 中期経営計画の策定・変更に関する決定、実施
- 毎年度の経営目標の設定、経営評価の実施
- 公益事業等の実施に係る府及び関係市町村との協議・調整と指導

※これら事項等について、重要事項は理事長が対応し、その他の事項は常務理事が対応。

個別審議用 調査票（概要）

法人名	（公財）大阪府都市整備推進センター	役職名（勤務形態）	常務理事（タウン事業本部担当）（常勤）
-----	-------------------	-----------	---------------------

前回審議会意見（R1.12）【常務理事（常勤）：条件付きで認められたポスト】

令和2年4月より大阪府タウン管理財団と統合し、大阪府域全体のまちづくり推進支援と関連施設の管理等を一体的に運営していくためには、府のまちづくり施策との整合を図り、連携して取組みを進めていく必要がある。そのため府関係者が、適切な役割分担のもと、役員に就任する必要性が認められる。

なお、常務理事については、法人統合に伴い、それぞれ旧法人の事業責任者として、引継ぎ事業等の特性を踏まえた府の関与の必要性も認められるが、事業の進捗状況により、役員の数・配置形態・役割分担については今後検討していく必要がある。

【評価項目1：取り組むべき課題のポイント】

- 法人統合によるメリットを最大限活かし、より一層支援を拡充していくことで、府域が抱える都市的課題の解決に貢献する。
- 中期経営計画（令和3年7月策定）の着実な実施
  - ・ 公益目的事業…土地区画整理事業等支援業務、密集市街地まちづくり活動支援業務、環境共生型まちづくり事業（阪南2区の埋立造成事業）、市町村道路施設点検等支援業務、大阪北摂霊園事業 等
  - ・ その他事業…近隣センターの引継ぎ、河川敷の環境保全、魅力向上事業 等
  - ・ 収益事業等…所有資産の有効活用、正味財産の維持 等

【評価項目2：法人課題と対象役員の職務との関連性のポイント】

- 法人全体のマネジメント（組織、人事、予算編成、事業執行等に関する決定）
- 中期経営計画の策定・変更に関する決定
- 各年度の経営目標の設定
- 千里地区所管資産の処理等に向けた関係者協議・調整
  - ・ 近隣センター（豊中市域3箇所、吹田市域5箇所）の引継ぎ
  - ・ 千里北地区センターの再開発に伴う諸課題に係る検討、関係者との協議・調整  
大規模地権者としての権利変更方針・意見反映方策  
整理も含めた千里北センター株の今後のあり方  
再開発後の所有資産による収益確保策 など
- 泉北地区の近隣センター（堺市域2箇所）の引継ぎ
- 北摂霊園事業の安定的な経営に向けた関係者との協議・調整等  
※これら事項等について、重要事項は理事長が対応し、その他の事項は常務理事が対応。